

「神戸市火災予防条例第 49 条第 2 項ただし書きの規定に基づき、火災予防上支障がないと認める措置を定める件」の制定について（概要）

1 趣旨

神戸市火災予防条例（昭和 37 年 4 月条例第 6 号）第 49 条第 2 項に基づき、防火対象物の安全避難として義務付けられる「二方向避難経路の確保」と同等の効果があると認められる方策について、建物関係者が選択できるよう神戸市火災予防条例の改正を予定しています（令和 7 年第 1 回定例市会に提出）。

神戸市火災予防条例の改正が原案通り可決された場合、当該方策に係る技術上の基準等を規定するため、新たに消防告示を制定します。

2 消防告示案

別紙のとおり

3 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日